

平成29年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年10月17日(火) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| | | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | | |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 植山 淑子 | 大石 洋典 | 瀧山 勝弘 |
| 田口 幸雄 | 野尻 渉 | 安永 彰 |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|----------|-----------|
| 4番 伊藤 新司 | 15番 安富 法明 |
|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主査 篠田 淳也 |
|------------|----------|----------|

事務局	<p>午後 2 時開会</p> <p>互礼。</p>
議長	<p>只今より平成 2 9 年第 1 1 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 1 9 名中、1 7 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は 4 番 伊藤委員、1 5 番 安富委員の 2 名でございます。一つ、皆さんにお願いがあります。発言の際には大きな声で自分の番号と名字だけで結構でございますので名前をきちんと行って発言をよろしくお願ひいたします。なぜかと言いましたらテープを起こしまして議事録を作成しております。その際に誰の発言かが分からなくて非常に困っておる次第でございます。よろしくお願ひいたします。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思ひますが、よろしゅうございませうか。(はいの声) ありがとうございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思ひますが、よろしゅうございませうか。(はいの声) 6 番 岸委員、9 番 櫛崎委員。よろしくお願ひいたします。それと議事に入る前に、もう一点みなさんに承諾をいただきたい件がございます。議事順位第 1、議事順位第 6、議事順位第 7 を最初に一括して審議をしようと思ひます。なぜかと言いましたら議事順位第 1 の 3 条の案件の 1 番があります。その次の報告第 1、報告第 2 も同じ方でございます。その都度、退席を行っていただいておりますら時間のロスになりますので一括をして行いたいと思ひます。それでは議事に入りたいと思ひます。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願ひいたします。尚、朗読並びに説明が終わりまして先に 2 番を審議したいと思ひます。</p>
事務局	<p>その前に農地法 3 条の許可要件といたしまして 1 号から 7 号までの要件について読み上げさせていただいておりますが、こちらについて、どのようなことを審議しているのかということで委員の方から指摘がございましたので今回、農地法抜粋 3 条許可の要件についてということで紙のほうを配らせていただいております。進行途中にチェックされるか、もしくはお時間のある時に熟読いただきますようお願ひいたします。</p> <p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。高齢で耕作管理が困難な譲渡人が利用権設定により申請地を耕作していた譲受人に対し農地を売り渡すものでございます。第 1 号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地については耕作管理が認められます。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農</p>

	<p>作業を行う日数は、これを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。父の農業の手伝いをしていた譲受人が自作地を取得するために耕作管理が困難である譲渡人から農地を買い受けるものでございます。第1号の全部効率利用要件についてですが譲受人は新規の農地取得でございますが実家の農機具を父親と共同利用する予定で農地を今後も効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は、これを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。また、この件につきましては新規の取得でございますため現地調査のほうを行っておりません。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは2番の件から審議に入りたいと思います。新規就農のため現地調査は行っておりません。地元委員のほうより何かございましたらお願いします。</p>
3番	<p>3番、依です。2番ですが申請者は、次男の方です。この方の家は認定農業者で主力は、お兄さんと申請者の方で農業をされております。また若い人が農地を取得されるということで、いいことだなと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号の2番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号の2番につきましては原案の通り決定いたします。それでは村上委員の退席をお願いいたします。</p> <p>村上委員、退席。</p>

	<p>それでは議案第1号の1番につきまして現地調査されました委員の報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>12番、井町です。10月6日に会長さん、事務局、武藤委員さんと私で現地調査をいたしました。1番ですが●●から●に向かって●●を左側に折れまして●●●の●●●●に行く道の途中でございます。問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
11番(推進委員)	<p>田口です。この方は委員もやられておりますし農業もやられております。問題ないと思います。よろしく願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号の1番につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号の1番につきまして原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。●●●●●から南西に1.4kmの位置にございます。宅地に隣接した畑に農機具倉庫と作業場としてビニールハウスを設置される届出でございます。この件につきましては現地に古くから倉庫があったため、申請者は宅地と思われ平成26年に農業用倉庫を農地法上の手続きなく建設されたものでございます。このことに対するお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が合わせて提出されております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

1 2 番	1 2 番、井町です。今、説明がありました通り問題ないと思っております。よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いたします。
1 1 番(推進委員)	田口です。今、言われました通り問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。報告案件でございますが委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	発言もないようでございますので報告第 1 号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第 7 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いたします。
事務局	1 件朗読。 1 件目。この農地につきましては先程、読み上げました 3 条許可申請のほうの該当地でございます。こちらで所有権移転の動きがあるために平成 3 2 年 3 月 3 1 日待たずして合意により解約されたものでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。合意解約でございますが委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に意見もないようでございますので報告第 2 号を終了させていただきます。 村上委員、着席。

事務局	<p>それでは村上委員が着席されたところで議事を続けます。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1、2を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>訂正箇所がありましたので差し替えて1枚紙を配らせていただいております。</p> <p>1件目。申請者は東京都に本店を置き太陽光発電事業を営む法人でございます。申請地は●●●●●から南東へ450mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地でございます。申請地を取得し、申請地の東側を譲受人が所有する非農地に入出するための進入路を設置するものでございます。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は1件目と同様、東京都に本店を置き太陽光発電事業を営む法人でございます。申請地は●●●●●から南東へ400mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力16.52キロワットの太陽光発電施設。パネル設置面積129.05㎡。こちらの発電施設1区画を設置するものでございます。尚この件の進入路につきましては先程の進入路とは異なり、申請地の西側が非農地でございますが、こちらは既に申請人が取得しておりまして、こちらを申請地への進入路とされるようでございます。この部分を合わせた全体面積が1,015㎡ということで記載させていただいております。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
12番	<p>12番、井町です。1番、2番ですが現地は事務局が言われました通り●●●●●の東側になります。1番につきましては進入路、2番につきましては太陽光発電を設置されるということでございます。問題はないと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
6番(推進委員)	<p>大石です。今、説明がございましたように問題ないと思います。以上です。</p>

議長	ありがとうございます。私の方から補足説明をさせていただきます。新しい委員さんは、ご存じないと思いますが、実はここ、ほ場整備地を大規模に太陽光発電にするということで一度、農振除外申請が出たところでございます。今、一部に太陽光発電が出来ておりますが、これにつきましては山林だった部分を切り開かれて造成されて造っておられます。私のチェック不足もありましたが、ほ場整備田の太陽光発電は県の許可が出ずに除外申請が取り下げられたという経緯があったようでございます。委員のみなさんのほうで何かご意見等ございましたらお願いいたします。
6 番	6 番、岸です。1 番の進入路は既存の太陽光発電施設への進入路のためですか。
事務局	はい。通行を容易にするための進入路でございます。
6 番	造った時の進入路を拡張して使うということですか。
1 2 番	会長が言われたように山林のところに既に造ってあります。狭いということで拡張して入るようにするというところでございます。
6 番	一部、転用ではなくて全て転用ということですか。
事務局	進入路 4 9 5 m ² と書いてありますのが有効敷地面積でございます。
6 番	有効面積は 4 9 5 m ² ですね。
事務局	はい。
議長	よろしゅうございますか。他に何かございせんか。意見もないようでございますので採決に移りたいと思います。議案第 2 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請者は下関市に本店を置く建具製造業者でございます。申請地は●●●●●から北東に3kmの位置にあり自社工場と資材置場を設置する許可を得ており造成用の残土不足により平成29年10月20日を期限とした期間延長の承認を受けておられますが、こちら工事資金として盛土の搬入に手数料を徴収しておるため盛土の搬入が進まないことを理由に平成31年10月20日まで期間延長の申請を県知事宛てに求めるものでございます。尚、事業の存続につきましては申請者の強い意思がありまして都市計画法に基づく開発許可につきましても平成30年11月20日の期限近くには再度、延長申請される意向でございます。尚、延長申請提出の際は社長が事務局へ持参されましたので草刈り等により景観保全をされるよう依頼しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この案件につきまして近くの委員さんが出席されておりますので地元としての思いをお願いしたいと思います。</p>
11番	<p>スタートして何年ぐらいになりますか。</p>
議長	<p>8年近くになります。</p>
6番(推進委員)	<p>停留所があります。停留所の所まで草がきて、せっかく椅子が用意してあるけれども座れません。先程、言われましたけれど草刈り等してもらわないといけないと思います。</p>
議長	<p>今、地元委員さんより意見がありましたが委員さんから意見がございましたらお願いします。</p>
17番	<p>17番、馬屋原です。延長を2回やっておられますよね。延長は2回までではなかったのですか。</p>

事務局	延長につきましては県に問い合わせたところ限度はなく本人が事業を存続する気がある限り延長は受付ないといけないということ でございます。
6 番(推進委員)	埋め立ても出来てないですよ。中途半端だから工場は出来ませんよ。
議長	これは県への報告案件でございますので皆さんの方から意見があれば、その意見をつけて県へ報告しようと思います。事務局から あったように申請があれば受けなければいけないということですので農業委員会として、こうだということがあれば、その意見に ついては県の方につけて出すことは可能でございます。先程の地元委員からの意見も、きちんと県の方へつけて進達しようと思っ ております。他に何かありませんか。
1 1 番	1 1 番、萬代です。延長、延長で本当にやる気があるのか分からないけれど農業委員会とすれば将来の見込みなり何なり示しても らうことは不可能なんですか。
議長	分かりました。県のほうとも相談していきます。今月の30日に会議がありますので、その際にやってきます。中には原状復旧で 出したほうがいいと言われる方もいらっしゃいます。けど、そこまでやれるものかどうかもありますので。
8 番	8 番、石田です。転用許可を得て事業を着工するまでの期間が長すぎる。事業を着工するまでは農地という解釈でいいのですか。 それとも農地ではないということですか。
議長	農地です。
8 番	すると地域の農地的、保全管理は必要ですよ。バス停のベンチ周辺の草刈りをきちんとやってもらうということは必要だろうと思 います。
6 番(推進委員)	企業がきてくれるのは有難いです。1日も早く工事をしてほしいのですが少し長すぎるかなという感じがします。
議長	事務局、今のような意見があるので最低、道路の側の草刈りだけはきちんとしてほしいという事を会長名で文書で送って下さい。

事務局	分かりました。
議長	お願いします。そういうことで、よろしゅうございますか。県には確認をします。再度確認をして、こういう問題についてどのように対処するのかということを確認をしていきたいというふうに思っております。採決に移ってもよろしゅうございますか。(はいの声) 議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。先程も言いましたように会長名で管理をきちんとするということによって指導の文書を送ります。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から南西に450mの位置にある農用地区域内農地でございます。隣接地に既存の作業場がございます。こちらに隣接する申請地に事務所、作業場を増設するため除外申請が出たものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
13番	13番、武藤です。1番ですが場所は事務局が言われた通りで●●●●●の裏手になります。●●●●●から左の方に入ったところ。申請地は既存の作業場の手前になります。問題はないと思います。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
10番(推進委員)	瀧山です。農業委員さんが申された通り別に問題はないと思います。

議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
6 番	6 番、岸です。申請地の奥は、ほとんど水田ですよ。水田としては活用することはないということですか。
議長	●●●●の裏というのは山を越えて裏になります。
6 番	山際だから農地としては難しいですよ。
議長	既に荒れていますし長い間、作ってないようです。ただ、ほ場整備された田の関係です。年数は経っておりますので除外出来ないことはありません。他に何かご意見ございませんか。よろしければ採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対して当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長へ送付いたします。続きまして議事順位第5 議案第5号 農地利用集積計画について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 この度、1筆ございます。全体面積1,642㎡。貸し手が1名。受け手が1名でございます。内訳につきましては4ページをご覧ください。受け手は認定農業者でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められ、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。1件、訂正がございます。貸借終了日が平成35年3月31日となっておりますが平成34年3月31日の誤りでございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。

1 4 番	1 4 番、縄田です。問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何か、ご意見ございましたらお願いいたします。
1 2 番	1 2 番、井町です。登記地目は山林になっていますが、これはいいのですか。
議長	農地法上は現況が何であるということが重要になります。それに登記簿上の農地も基準になります。これは問題ではありません。農地法上の農地にあたります。ときどき田が宅地になっておったり畑が宅地になっている登記上の地目がございますけれど農地として利用されておれば、あくまでも農地として農地法上で扱います。他にございませんか。それでは採決に移りたいと思います。議案第 5 号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第 5 号は原案の通り決定します。 続きまして議事順位第 8 報告第 3 号 農地転用現況証明について議題といたします。番号 1 から 3 を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3 件朗読。 1 件目。申請は 1 筆で少なくとも昭和の年代には墓地として利用されております。 2 件目。申請は 1 筆で平成 7 年に申請され平成 8 年に許可された転用許可に基づきまして宅地を増築され敷地拡張をされております。 3 件目。申請は 1 筆。従来、美祢市で扱わせていただきました、ごく小面積の農地につきましては住宅と同時に取引等がされる場合のみ特例で 3 条許可を出しておりましたが、もともとの通達文につきましては、このような小面積で住宅の当該部分の位置など住宅敷地等の関係からみて住宅の敷地から独立して取引の対象となりうると認められない場合は現に耕作されていても農地法上の農地に該当しないという通達でございますので農地法上の許可を与えてはいけないという国の指導がございました。国からの案といたしまして、こちらにつきましては証明されるか、もしくは公示等されて指定された後に 3 条扱われるぶんにつきましては問題ないということで回答を得ております。尚、土地が隣接していないという問題になるという指摘もございますが国の意見とい

	<p>たしましては地域等の実情に合わせましてケースバイケースということで、かならずしも住宅と申請の農地が隣接している必要はないという回答を得ております。ということで、この度この通達に該当している農地ということで証明させていただくということで載せさせていただいております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
1 3 番	<p>1 3 番、武藤です。1 番ですが場所は●●●●●を過ぎてから●●方面に向かう県道●●号線を右折してから7 0 0 mぐらい行った、お寺の境内になります。資料の通り墓地になっておりましたので問題ないと思います。2 番ですが場所は●●交差点を左折して5 0 0 mぐらい行って、さらに入る道がありますが、ここへ行くと申請地はあります。この度、相続されて登記をしようとしたところ証明書が紛失していたということで現況証明の申請をされたということです。3 番ですが場所は●●小学校のすぐ下になります。事務局が言われましたように別に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
1 4 番(推進委員)	<p>野尻です。1 番ですが今、説明があった通りですが境内の続きに申請地がありまして特に周辺に支障はないと思いますので問題ないと思います。</p>
5 番(推進委員)	<p>植山です。2 番ですが1 0 月 6 日に現地調査しまして何ら問題ありませんでした。</p>
2 1 番(推進委員)	<p>安永です。3 番ですが取得される家族の方が多いということで野菜等を植えられて耕作したいということだったので申請通りケースバイケースでいいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
1 4 番	<p>1 4 番、縄田です。3 番ですが認められるのですか。</p>
議長	<p>実は今まで美祢市の場合は空家にくっついている農地については3 条許可で許可申請を受理していました。これも農水省の文書を</p>

	<p>使ってやっておりましたが解釈に若干の誤りがあるということで、農水省の方から実は美祢市の農業委員会に調査が入ったわけです。そしたら少し拡大解釈をしすぎているということで、今までやったことについては、別に元に戻せとかはないけれど今後については3条で出してもらうのはおかしいので他の方法でということで一番やりやすい方法ということで、こういうやり方でどうだろうと問い合わせたところ先程、事務局からの報告もあったようにそれでやってくださいということだったので、こういうふうな形で認めると。だから大きい面積については駄目ですが小面積についてはいいですよということになった次第でございます。</p>
14番	<p>ちょっとよく分かりませんが独立していれば認められないけれど隣接しておれば認められるということですか。</p>
議長	<p>はい。ただ、くっついていなくても類似しておればいいよということです。100%くっついていないといけませんよということではありません。</p>
14番	<p>今回の申請は独立ですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
16番	<p>16番、伊藤です。よく分からないのですが結局、非農地として認定してくれということですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
16番	<p>今後、認めたら非農地ということですか。</p>
議長	<p>非農地として認めて名義変更をして下さいということです。先程あったように農地として使っていていいですよ。そして取得される方も農地として使いますよと言ってはおられるわけです。ただ下限面積に達しないために農地としての取得が出来ない。農地としての取得が出来ないけれど売り手の方としては、わずかな面積を残してもらっても今後、大変だから家を売る時に一緒に売りたいということです。それで、どうしたらいいかということで今まで美祢市の場合は3条許可というやり方で出しておりましたが3条はまずいということで指導が入って、その指導の結果、別の方法でやってくださいということで色々考えたんですが非農地証明以外にないので非農地証明というやり方を採用したと。それについて国の方に確認したら、いいですよということなので採用した</p>

	ということです。
14番	もう一度、確認です。現状、農地になっているのを売り手の方が非農地の申請をすると。非農地にした場合は農地法に基づかないで売買が出来ますよということですか。
議長	そういうことです。
14番	分かりました。
議長	美祢市の場合は1,000㎡までおとしていますが、それ以下なのでどうしようもないんです。これについては国の方も認めましようと言っているんです。
16番	今後も、こういうことがあるということですか。
議長	はい。
6番	6番、岸です。一つだけ確認です。住宅とセットで売られるということですよ。その場合、買う人が農家であれば農地ですよ。農家でない方が買われるから下限面積にふれるから非農地として扱うということですよ。
議長	そうです。よろしゅうございますか。
委員	はい。報告案件でございますが意見も出尽くしたようでございますので終わらさせていただきます。
6番	事務局にお願いがあります。この扱いについて農水省とのやり取りをまとめて農業委員会のメンバーに配ったほうがいいと思います。今までは、こうだったけれど今回からこういうやり方になるというのを書類に残したほうがいいと思います。
議長	そのようにします。ありがとうございます。

14番	14番、縄田です。議案第4号の農振法に基づく農用地区域の除外申請ですが美祢市長より提出があったとありますが個人ではないのですか。
議長	農振法につきましては申請等の受付が農林課でございます。農林課に申請が出たものを市長名で市長部局から農業委員会に農業委員会で精査するという文書が回ってきます。その文書に基づいて農業委員会は、やってもいいものかどうなのかということを実地調査をして、いいか悪いかの判断をします。許可は県がやります。それと皆さんにお願いですが、ここで分からないことを聞いていただいてもいいですが基本的には農地法、農振法等についてはある程度、読んでおいてほしいと思います。その他、法律まで熟読して覚えて下さいとは言いませんけれど農地法第1条から第5条ぐらいまで、それとここで頻繁に出てくるぶんについては読んでおいてほしいと思います。もう一つ余談になりますが新しい人がいらっしゃいますので、分からないかも分かりませんが、一番最後に出てきました現況証明ですが、2番のように5条許可をとって売買をされて相続の時に分かる。5条許可があるから名義は変えられます。この時に地目が変わっていない場合は地目が変わりません。地目は工事が完了した時点で地目は変わりますので地目が変わらないまま終わったと思って書類が返ってきていなかったら自分が地目を変えようと思った時に証明がいりますので現況証明というふうな形になります。だから許可をとっているから地目もすぐに変えられるというわけではございません。よろしくお願ひします。それでは農業相談があったようですので当番委員より報告をお願いいたします。
3番	3番、俵です。10月10日に農業相談を行いました。当日は4番の伊藤委員さんと9番の櫛崎委員さんと私、3名で対応いたしました。相談の内容といたしましては、今後は農業が出来ない。息子さんがいらっしゃいますが、おそらく農業をしないというご相談で固定資産税が安くなる方法はないかという内容でした。よく聞きますと家の裏に未整備田の畑が16,000㎡以上あるということです。どうしたらいいかというご相談で農地よりも安くするといえば山林しかありません。ご自分の農地の奥に所有者が別の農地があるようです。ご本人が言われるには誰も耕作していないということなので皆さんと一緒に申請をやられるのがいいだろうと。また所有者が分からない所もあるという話でした。そうなれば、お金はかかるけれど司法書士の方にご相談されたいかがですかと回答しました。以上です。
議長	ありがとうございます。担当されました委員の方、何か補足がありましたらお願いいたします。櫛崎委員、よろしゅうございますか。
9番	はい。

議長	委員の皆さんより何か発言等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは事務局より事務連絡をお願いします。
事務局	次回の日程についてお知らせいたします。次回の総会は11月17日の金曜日。午後2時から、こちらの会場で開催いたします。農業相談につきましては11月14日の火曜日でございます。相談委員は縄田委員さん、桑原委員さん、武藤委員さんでございます。次に現地調査でございますが11月8日の水曜日に行います。調査委員は安富委員さん、伊藤美和子委員さんでございます。以上でございます。
議長	それでは互礼をお願いします。
事務局	<p>互礼。</p> <p>午後3時15分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名、押印する。</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月17日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>

--	--

